

杉並区バレーボール協会規約

第1章	名称及び事務局	第9条	役員は次の通りである。 会長は本会を総理する。 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する。 理事長は会務の執行にあたる。 副理事長は理事長を補佐し会務の執行にあたる。 理事は会務を処理する。 監事は理事の業務執行を監督し会計監査を行う。
第1条	本会は杉並区バレーボール協会と称する。		
第2条	本会の所在地を下記に置く。 168-0072 杉並区高井戸東2-25-2 内藤由季		
第2章	目的		
第3条	本会は杉並区内においてバレーボールを通じて体育の振興をはかり、会員相互の親睦をはかるを目的として、昭和33年2月3日に設立。		
第3章	事業	第6章	会議
第4条	本会は第3条の目的を達成するための次の事業を行う。 1. 本会の運営に係わる審議会の開催(理事会・評議員会・代表者会) 2. 区内におけるバレーボール総合選手権大会等の開催 3. 区内における都民大会バレーボール区予選会・区民体育祭バレーボール大会の開催 4. 区内におけるバレーボールに関する研修会、講習会等の開催 5. その他目的達成に必要な事業	第10条	協会の目的並びに事業を達成するため次の会議をもつ。 1. 評議員会 評議員会は会長これを召集し、自ら議長に任にあたる。 2. 理事会 理事会は理事長これを召集し、自ら議長に任にあたる。 3. 役員会 役員会は会長これを召集、主宰する。 4. 事務局会 事務局会は理事長(事務局長)これを召集、主宰する。
第4章	組織	第11条	理事会は毎年開催し、当該年度の行事、予算、決算、その他の議案を作成する。
第5条	本会は区内各種団体の登録チームを持って組織する。	第12条	評議員は登録団体より1名を選出する。
第6条	本会は次の部を置く。 1. 一般男女の部 2. 家庭婦人の部 3. PTAの部 4. シニアの部 5. 高校生の部 6. 中学生の部 7. 小学生の部	第13条	評議員会は毎年年度当初開催し、行事、予算、決算、その他の議案を審議する。
		第14条	役員会は四役(会長・副会長・理事長・副理事長)にて必要事項を処理する。
		第15条	事務局会は四役、事務局各部責任者にて必要事項を処理する。
		第16条	会議は定数の2分の1以上の出席あるとき成立し、議決は多数決による。可否同数のときは議長が裁決する。
第5章	役員	第7章	会計
第7条	本会の役員は次の通りとする。 名誉会長 1名 理事会の推薦による 名誉副会長 若干名 理事会の推薦による 会長 1名 理事会の推薦による 副会長 若干名 理事会の推薦による 顧問 若干名 理事会の推薦による 参与 若干名 理事会の推薦による 理事長 1名 理事会の推薦による 副理事長 若干名 理事会の推薦による 監事 若干名 理事会の推薦による 理事 若干名 会長の指名並びに理事会の推薦を経て評議員会の承認を得るものとする 理事補 若干名 理事会の推薦を経て評議員会の承認を得るものとする	第17条	本会の経費は登録費、その他の収入をもって支弁する。
		第18条	登録団体はそれぞれ登録費を納入するものとする。その額は理事会で定める。
		第19条	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第8条	役員は任期は2ヶ年とする。但し留任は妨げない。	附則	1. 本規約を変更するときは会長の発議により理事会の決議を経て評議員会の承認を得るものとする。 2. 登録料は1チーム6,000円とする。
			平成20年3月17日 一部 削除 平成21年3月15日 一部 改正 平成24年3月18日 一部 改正 平成28年3月19日 一部 改正 平成29年3月18日 一部 追加 平成30年3月18日 一部 改正 令和 3年2月 6日 一部 改正 令和 8年3月14日 一部 改正